

権利擁護のそうだんコーナー

穴栗市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137 穴栗市一宮町問賀300 穴栗市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

Q

私の母親は一人暮らしをしていますが、ある日、訪ねてみると、5組もの羽毛布団が置いてありました。母親に聞くと、先日、営業マンが自宅を訪ねてきて、何時間も粘られた末に契約してしまい、販売業者に代金を支払ってしまったそうです。
このような場合でも契約してしまった以上は、どうしようもないのでしょうか。

A

このような事案は、典型的な「訪問販売」にあたります。「訪問販売」に関しては、特定商取引法という法律により、特に消費者保護が図られています。

具体的には、法律で定められた契約書面等の交付を受けてから8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。クーリングオフをすることができれば、販売業者に支払った代金を全額返してもらえ、布団の返送費用も販売業者が負担しなければなりません。ここで、重要なのは、単に「契約をした日から8日間」ではなく、「法律で定められた契約書面等の交付を受けてから8日間」であることです。かりに、契約の際に、何かしらの書面の交付を受けていたとしても、それが「法律で定められた書面」でなければ、8日間のカウントがなされず、その後もクーリングオフができることとなります。

さらに、平成20年に改正された特定商取引法により「過量販売解除権」が認められました。これは、「日常生活で通常必要な分量を著しく超える」商品の販売等がなされた場合に、契約の解除をすることができるというものです。本件でも、一人暮らしの高齢の方が高級な羽毛布団を5組も購入することは、日常生活に通常必要な分量を著しく超えると考えられますので、契約の解除をすることができると考えられます。

クーリングオフが可能かどうか等については、法律に照らした判断が必要となりますので、「仕方がない」と諦めることなく法律専門家にご相談されることをお勧めします。

次回以降も、いわゆる「消費者被害」についてご回答をしていきます。【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

杜協の総合相談のお知らせ

暮らしの相談、お困りごととは杜協へ！

◎ 心配ごと相談

山崎 穴栗防災センター

※法律専門相談

2月19日、26日(金)

3月5日、12日、19日、

26日(金)

午後1時30分～4時

◎ 結婚相談

3月6日(土)、18日(木)

穴栗防災センター

午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～

午後5時30分、常時、杜協各支部の

窓口で、介護に関する相談や苦情、

福祉サービス等の相談を

受付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。

※相談はいつでも無料です。

※市内にお住まいの方が対象です。

千種 千種保健福祉センター

3月10日(水) ※児童相談

午前10時～11時30分

3月16日(火) ※一般相談

午後1時30分～4時

